

平成十五年政令第四百七十八号

国立大学法人法施行令

内閣は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第七條第七項、第十六條第二項（第二十六條において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項第六号、第二十九條第一項第五号、第三十二條第四項、第三十三條第一項、第二項及び第八項、第三十七條並びに附則第九條第一項、第二項及び第六項、第四十一條第二項、第四十二條第四項、第十三條、第十四條第二項、第三項及び第五項、第十八條、第十九條並びに第二十二條並びに附則別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 評価委員及び役員（第一条・第二条）
- 第一章の二 特定国立大学法人（第二条の二）
- 第二章 国立大学法人等による出資の対象（第三条）
- 第三章 積立金及び国庫納付金（第四条―第七条）
- 第四章 長期借入金及び国立大学法人等債券（第八条―第二十一条）
- 第五章 余裕金の運用（第二十二条・第二十三条）
- 第六章 部局の長の範囲等（第二十四条）
- 第七章 他の法令の準用（第二十五条―第二十七条）

附則

第一章 評価委員及び役員

（評価委員の任命等）

第一条 国立大学法人法（以下「法」という。）第七條第六項の評価委員は、必要の都度、同条第三項の規定により出資を受ける国立大学法人又は大学共同利用機関法人ごとに、次に掲げる者につき

文部科学大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 文部科学省の職員 一人

三 当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人の役員 一人

四 学識経験のある者 二人

2 法第七條第六項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法第七條第六項の規定による評価に関する庶務は、国立大学法人への出資に係るものについては文部科学省高等教育局国立大学法人支援課において、大学共同利用機関法人への出資に係るものについては文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課において処理する。

（教育公務員の範囲）

第二条 法第十六條第二項（法第二十六條において準用する場合を含む。）の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長又は教授の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

第一章の二 特定国立大学法人

第二条の二 法第二十一条の二の政令で指定する国立大学法人は、次に掲げるものとする。

- 一 国立大学法人東北大学
- 二 国立大学法人東京大学
- 三 国立大学法人東海国立大学機構
- 四 国立大学法人京都大学
- 五 国立大学法人大阪大学

第二章 国立大学法人等による出資の対象

第三条 法第二十二條第一項第七号及び第二十九條第一項第六号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 当該国立大学又は大学共同利用機関（以下この条において「国立大学等」という。）における研究の成果の提供を受けて、他の事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二 前号に掲げるもののほか、当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて、他の事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

2 法第二十二條第一項第八号及び第二十九條第一項第七号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 当該国立大学等における技術に関する研究の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であつて、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの

二 当該国立大学等が当該国立大学等における技術に関する研究の成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するために必要な研究又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあっせんを行う事業

三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二十一条第一項の特定大学技術移転事業

第三章 積立金及び国庫納付金

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る準用通則法（法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）をいう。第七条第二項及び第二十四条において同じ。）第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第三十二条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第三十二条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第五条 国立大学法人等は、法第三十二条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 文部科学大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第六条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第七条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人等が準用通則法第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第四章 長期借入金及び国立大学法人等債券

（土地の取得等）

第八条 法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備、設備の設置又は知的基盤の開発若しくは整備（以下「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等

二 国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等

三 次に掲げる土地の取得等であつて、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第三十三条第一項に規定する債券をいう。以下この条において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの

イ 学生の寄宿舎、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等

ロ 当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）の用に供するために行う土地の取得等

四 前三号に掲げるもののほか、国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であつて、当該土地、施設、設備又は知的基盤を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第三十三条の五第二項に規定する業務上の余裕金をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの

五 前各号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地の全てを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの

（借換えの対象となる長期借入金又は債券等）

第九条 法第三十三条第二項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により土地の取得等に必要な費用に充ててするためにした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、同条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は債券の償還期間）

第十条 法第三十三条第一項の規定による長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の使途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならない。

（長期借入金の借入れの認可）

第十一条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
 - 二 長期借入金の額
 - 三 借入先
 - 四 長期借入金の利率
 - 五 長期借入金の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 その他文部科学大臣が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付しなければならない。

（国立大学法人等債券の形式）

第十二条 法第三十三条第一項又は第二項の規定により発行する債券（以下「国立大学法人等債券」という。）は、無記名利札付きとする。

（国立大学法人等債券の発行の方法）

第十三条 国立大学法人等債券の発行は、募集の方法による。

（国立大学法人等債券申込証）

第十四条 国立大学法人等債券の募集に応じようとする者は、国立大学法人等債券の申込証（以下「国立大学法人等債券申込証」という。）に、その引き受けようとする国立大学法人等債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立大学法人等債券（次条第二項において「振替国立大学法人等債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立大学法人等債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を国立大学法人等債券申込証に記載しなければならない。

3 国立大学法人等債券申込証は、国立大学法人等債券の募集をしようとする国立大学法人等が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 国立大学法人等債券の名称
- 二 国立大学法人等債券の総額
- 三 各国立大学法人等債券の金額
- 四 国立大学法人等債券の利率
- 五 国立大学法人等債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 国立大学法人等債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が国立大学法人等債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（国立大学法人等債券の引受け）

第十五条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が国立大学法人等債券を引き受ける場合又は国立大学法人等債券の募集の委託を受けた会社が自ら国立大学法人等債券を引き受ける場合において、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替国立大学法人等債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替国立大学法人等債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替国立大学法人等債券の募集をした国立大学法人等に示さなければならない。

（国立大学法人等債券の成立の特則）

第十六条 国立大学法人等債券の応募総額が国立大学法人等債券の総額に達しないときでも、国立大学法人等債券を成立させる旨を国立大学法人等債券申込証に記載したときは、その応募総額をもつて国立大学法人等債券の総額とする。

（国立大学法人等債券の払込み）

第十七条 国立大学法人等債券の募集が完了したときは、当該国立大学法人等債券の募集をした国立大学法人等は、遅滞なく、各国立大学法人等債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第十八条 国立大学法人等は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、国立大学法人等債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、国立大学法人等の学長（理事長を置く国立大学法人にあっては、理事長）又は機構長がこれに記名押印しなければならない。

(国立大学法人等債券原簿)

第十九条 国立大学法人等は、国立大学法人等債券を発行したときは、主たる事務所に国立大学法人等債券の原簿（次項において「国立大学法人等債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2 国立大学法人等債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 債券の発行の年月日
- 二 債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）
- 三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
- 四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第二十条 国立大学法人等債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、国立大学法人等は、これに応じなければならない。

(国立大学法人等債券の発行の認可)

第二十一条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により国立大学法人等債券の発行の認可を受けようとするときは、国立大学法人等債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 発行を必要とする理由
- 二 第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 三 国立大学法人等債券の募集の方法
- 四 発行に要する費用の概算額
- 五 第二号に掲げるもののほか、国立大学法人等債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする国立大学法人等債券申込証
- 二 国立大学法人等債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
- 三 国立大学法人等債券の引受けの見込みを記載した書面

第五章 余裕金の運用

(運用の対象となる有価証券)

第二十二条 法第三十三条の五第二項第一号の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）
- 二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

第二十三条 法第三十三条の五第二項第三号ロの政令で定める投資一任契約は、国立大学法人等が金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

第六章 部局の長の範囲等

第二十四条 準用通則法第二十六条ただし書の政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

- 一 大学の教養部の長
 - 二 大学に附属される研究所の長
 - 三 大学又は大学の医学部若しくは歯学部附属する病院の長
 - 四 大学に附属する図書館の長
 - 五 大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長
- 2 準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

- 二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- 三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手
- 四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員
- 五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭
- 六 専修学校の教員

第七章 他の法令の準用

第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条の四第一項
- 二 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第二十二條の三第二項から第四項まで
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項及び第六条
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）第十九条の八、第二十九条第一項及び第四項、第二十九条の八第一項並びに第二十九条の九
- 五 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第四項及び第三十九条の五第一項ただし書
- 六 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）

七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）

八 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第三十七条第三項及び第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項

九 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百二条第一項

- 十 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（同法第八十四条第三項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十五条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

十一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条

十二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の五及び第六十条の二第二項から第四項まで

十三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）

十四 海岸法（昭和三十一年法律第一百一十号）第十条第二項

十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第七十六条

十六 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第五十条

十七 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条第一項第二号及び第二号の二

十八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一条第二項、第二十条第二項（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第五項

十九 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十一条

二十 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

二十一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十五条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）

二十二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八條第八項

二十三 都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、

第五十八條の二第二項第三号、第五十八條の七第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項

二十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条

二十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第五十一条の三第一項

二十六 都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

二十七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号

二十八 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第十条

二十九 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第四十九条第三項

三十 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号

三十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十三条

三十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号

三十三 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第三十六条

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条	三十四	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）第十一条	三十五	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）第十一条
小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二十九条第一項	三十六	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二十九条第一項
特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）	三十七	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第十六条第一項	三十八	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第十六条第一項
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第四十八条第一項及び附則第四条第九項	三十九	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第四十八条第一項及び附則第四条第九項
景観法（平成十六年法律第一百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項	四十	景観法（平成十六年法律第一百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項	四十一	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項
教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第五条第四項及び第十五条第二項	四十二	教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第五条第四項及び第十五条第二項
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号	四十三	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号
津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百十三号）第二十五条 第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七	四十四	津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百十三号）第二十五条 第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七
七条第五項において準用する場合を含む。)	四十五	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同	四十六	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十八条第一項及び附則第五条第六項	四十七	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十八条第一項及び附則第五条第六項
医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の五、第三条第一項及び第四条の五	四十八	医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の五、第三条第一項及び第四条の五
診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第十四条	四十九	診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第十四条
保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第二十一条	五十	保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第二十一条
歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第十七条	五十一	歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第十七条
毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第十一条第一号、第十六条第一号、第二十二條第一号及び第二十八條第一号イ	五十二	毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第十一条第一号、第十六条第一号、第二十二條第一号及び第二十八條第一号イ
臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十七条	五十三	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十七条
理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第十六条	五十四	理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第十六条
視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十七条	五十五	視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十七条
歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）第九条	五十六	歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）第九条
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一十号）第八条	五十七	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一十号）第八条
柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二二号）第九条	五十八	柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二二号）第九条
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令（平成七年政令第二百六十六号）第十一条から第十三条まで	五十九	看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令（平成七年政令第二百六十六号）第十一条から第十三条まで
原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行令（平成七十七年政令第二百六十六号）第二十一條から第三十三條まで	六十	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行令（平成七十七年政令第二百六十六号）第二十一條から第三十三條まで
景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二十四條において準用する場合を含む。）、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。	六十一	景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二十四條において準用する場合を含む。）、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。
読み替える法令の規定	読み替える法令の規定	読み替える法令の規定
土地収用法第二十一条第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	土地収用法第二十一条第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	土地収用法第二十一条第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
土地収用法第二十一条第二項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	土地収用法第二十一条第二項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	土地収用法第二十一条第二項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
土地収用法第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	土地収用法第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	土地収用法第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
覚醒剤取締法第三十五条第一項	覚醒剤取締法第三十五条第一項	覚醒剤取締法第三十五条第一項
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条
放射性同位元素等の規制に関する法律第五十条	放射性同位元素等の規制に関する法律第五十条	放射性同位元素等の規制に関する法律第五十条
原子力災害対策特別措置法第三十六条	原子力災害対策特別措置法第三十六条	原子力災害対策特別措置法第三十六条
医療法施行令第一条の五の表第二十三条の二の項	医療法施行令第一条の五の表第二十三条の二の項	医療法施行令第一条の五の表第二十三条の二の項

医療法施行令第一条の五の表第二十四条第二項の項	主務大臣	当該特定機能病院等の開設者である国立大学法人
診療放射線技師法施行令第十四条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
歯科技工士法施行令第十七条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
臨床検査技師等に関する法律施行令第十七条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
理学療法士及び作業療法士法施行令第十六条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
視能訓練士法施行令第十七条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
歯科衛生士法施行令第九条の表第三条の項、第四条第二項の項、第五条第一項の項、第六条第一項の項及び第八条の二の項	所管大臣	設置者である国立大学法人
歯科衛生士法施行令第九条の表第七条の項	所管大臣	その設置者である国立大学法人
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第八条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
柔道整復師法施行令第九条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条の表	主務大臣	当該看護師等確保推進者を置く病院の開設者である国立

3	次の表の上欄に掲げる法令の規定については、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。	大学法人
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十五条第一項	国立大学法人等のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣及び国土交通大臣が指定するもの	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第六条第二項及び第三項、第四十五条第二項及び第三項並びに第五十四条第二項	国立大学法人等のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣及び農林水産大臣が指定するもの	

第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第二条第四項、第六条の三、第七条第一項及び第四項並びに第八条（これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。）
- 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第一項並びに第三十一条第一項及び第六項
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十七条第一項
- 四 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十八条の三
- 五 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第七条第一号及び第十一条第一号
- 六 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第四条第七項及び第八項並びに第五条第一項
- 七 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第三条並びに第四条第一項、第二項及び第六項
- 八 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第十五条第二項第一号
- 九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条並びに第十九条第二項及び第七項から第九項までの知財基本法（平成十四年法律第百二十二号）第三十条
- 十 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十三条
- 十一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第一号ロ
- 十二 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二十五条
- 十三 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十五条
- 十四 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

医療法第七条の二第七項	同項の政令で定める独立行政法人
国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条	独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて同条第四項に規定する行政執行法人以外のもの
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第一条、第二条第二項、第三条第一項、第六条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む）、第七条第一項、第三項及び第四項、第八条、第九条並びに第十一条	同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百七十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第同法第一条第一項の政令で定める独立行政
 第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む）、第十八条、第十九条法人
 第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第一条、第二条第二項及び第三項、第三条、
 第五条第一項及び第二項、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む）、第六条、第八条から第十条まで、第十二条法人
 並びに第十三条並びに附則第三項及び第四項

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第一条、第二条第五項、第三条、第五条第一項及び
 第二項、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む）、第六条第一項、第三項及び第四項、第七条、第八条並びに第十条
 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条
 法人

雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二条第二項、第三条第二項、第十条第一項及び同条第二項（同条第四項において準用する
 同法第二条第二項の政令で定める独立行政
 場合を含む）法人

3 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四百四条第一項の規定については、国立大学法人等のうち業務の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣及び総務大臣が指定するものを同項の政令
 で定める独立行政法人とみなして、この規定を準用する。

第二十七条 政令以外の命令であつて文部科学省令で定めるものについては、文部科学省令で定めるところにより、国立大学法人等を国又は独立行政法人とみなして、これらの命令を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條第一項（第四十五号に係る部分に限る。）の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
 の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（各大学共同利用機関法人に引き継がれる職員が属する旧大学共同利用機関）

第二条 法附則別表の大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研
 究所、国立民族学博物館及び国立歴史民俗博物館とする。

2 法附則別表の大学共同利用機関法人自然科学研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、国立天文台、核融合科学研究所及び岡崎国立共同研究機構とする。

3 法附則別表の大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、高エネルギー加速器研究機構とする。

4 法附則別表の大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、国立極地研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所及び国立情報
 学研究所とする。

（国立大学法人等が承継しない権利及び義務）

第三条 法附則第九条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 法附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）に所属する土地、建物、立木竹、工作物、船舶及び航空機（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。附則第五
 条第一項第一号及び第十條第一項において「土地等」という。）のうち、文部科学大臣が財務大臣に協議して各国立大学法人等ごとに指定するもの以外のものに関する権利及び義務

二 国立大学法人等の成立の際現に旧機関に使用されている物品のうち、文部科学大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務
 三 国立大学法人等の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、文部科学大臣が指定するもの
 （権利及び義務の承継の時期）

第四条 法附則第九条第一項に規定する権利及び義務は、国立大学法人等の成立の時ににおいて当該国立大学法人等が承継する。ただし、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
 律（平成十五年法律第百十七号）以下「整備法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた国立学校特別会計（以下「旧特別会計」という。）における平成十五年
 度の収入及び支出に関する事務に係るものにあつては、同年度の決算が完結した時において当該国立大学法人等が承継する。
 （権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる財産等）

第五条 法附則第九条第二項の政令で定める財産は、次に掲げるものとする。
 一 附則第三条第一号の規定により指定された土地等
 二 前号に掲げるもののほか、文部科学大臣が指定するもの

2 法附則第九条第二項の政令で定める負債は、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）附則第二十一項の規定により旧特別会計から産業投資特別
 会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る負債とする。
 （出資の時期）

第六条 法附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同条第二項に規定する金額は、政府から当該国立大学法人等に対し出資さ
 れたものとする。
 （評価に関する規定の準用）

第七条 第一条の規定は、法附則第九条第五項の評価委員その他評価について準用する。この場合において、第一条第一項中「必要の都度、同条第三項の規定により出資を受ける国立大学法人又は
 大学共同利用機関法人」とあるのは「各国立大学法人又は各大学共同利用機関法人」と、同項第三号中「役員」とあるのは「役員（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が成立するまでの

間は、当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人に係る国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）第一条の規定による改正前の法第三十五条において準用する独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員」と読み替えるものとする。

第八条 削除

（独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して負担する債務の償還等）

第九条 法附則第十二条第一項の規定による債務の負担及び同条第三項の規定による債務の保証に關し必要な事項は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

（国有財産の無償使用）

第十条 法附則第十三条第一項の政令で定める国有財産は、国立大学法人等の成立の際現に専ら各旧機関に使用されている土地等とする。

2 前項の国有財産については、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）第一条の規定による改正前の法第三十五条において準用する独立行政法人通則法第十四条第一項の規定により指名を受けた学長又は機構長となるべき者が当該国立大学法人等の成立前に申請したときに限り、当該国立大学法人等に対し、無償で使用させることができる。

3 法附則第十三条第二項の規定により国が国立大学法人等に無償で使用させることができる国有財産及び当該国有財産の使用に關し必要な手続は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

（国の貸付金の償還期間等）

第十一条 法附則第十四条第二項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

2 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下この項において「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十四条第一項の規定による国の貸付金（以下この条において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第十四条第五項の政令で定める場合は、前項（附則第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

（不動産に關する登記の特例）

第十二条 国立大学法人等が法附則第九条第一項の規定により不動産に關する権利を承継した場合において、その権利についてすべき登記については、国立大学法人等を国とみなして、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第六十八条第一項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十三条第一項、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条、第六十六条及び第一百七十七条並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項（添付情報欄口を除く。）に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十七条第二項の規定を準用する。この場合において、同法第六十六条第一項中「遅滞なく、登記義務者の承諾を得て」とあるのは「遅滞なく」と、同令第七条第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは「国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長が指定し、その旨を官報により公告した国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員」と読み替えるものとする。

（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に關する法律に關する経過措置）

第十三条 法附則第十九条の規定により国立大学法人等を国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に關する法律に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第二条第一項中「前条の訴訟」とあるのは「国立大学法人等を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項中「行政庁（国に所屬するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「当該国立大学法人等」と、同法第五条第一項及び第三項並びに第六条中「行政庁」とあるのは「国立大学法人等」と、同法第八条本文中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「国立大学法人等」とする。

（健康保険法等の適用に關する経過措置）

第十四条 国立大学法人等の成立前に健康保険法（大正十一年法律第七十号）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）、医療法、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、電波法、生活保護法、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）、結核予防法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）、覚せい剤取締法、航空法、麻薬及び向精神薬取締法、歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、水道法（昭和三十三年法律第七十七号）、銃砲刀剣類所持等取締法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）、下水道法、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）、母子保健法、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第七十条及び歯科医師法第七十条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）、獣医療法（平成四年法律第四十六号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）、原子力災害対策特別措置法、健康増進法（平成十四年法律第三号）、医療法施行令又は食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の規定により旧機関について国に對しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為であつて、法附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれの法令の規定により当該国立大学法人等に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 国立大学法人等の成立前に健康保険法、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、食品衛生法、栄養士法、温泉水法、化粧品等に関する法律、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、教育職員免許法、社会教育法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、電波法、生活保護法、火薬類取締法、結核予防法、高圧ガス保安法、診療放射線技師法、覚せい剤取締法、航空法、麻薬及び向精神薬取締法、歯科技工士法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、水道法、銃砲刀剣類所持等取締法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、下水道法、電気事業法、理学療法士及び作業療法士法、母子保健法、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律、獣医療法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、原子力災害対策特別措置法、健康増進法、医療法施行令又は食品衛生法施行令の規定により旧機関について国がしている届出その他の行為であつて、法附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれの法令の規定により当該国立大学法人等がした届出その他の行為とみなす。

(漁港漁場整備法等の適用に関する経過措置)

第十五条 国立大学法人等の成立前に旧機関について国が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく行為、道路法（昭和四十七年法律第八十号）の規定により道路管理者にした協議に基づく占用、都市公團法の規定により公園管理者とした協議に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占用若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく占用、河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく行為、港灣法の規定により港灣管理者とした協議に基づく行為、当該国立大学法人等の業務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれ、当該国立大学法人等の成立前に旧機関について国が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく行為、道路法（昭和四十七年法律第三十九号）の規定により道路管理者とした協議に基づく占用であつて、各国立大学法人等の業務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれ、当該国立大学法人等の成立前に旧機関について国が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく行為、港灣法の規定により港灣管理者とした協議に基づく行為、道路法の規定により公園管理者とした協議に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占用若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為、河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく占用若しくは行為又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占用とみなす。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第十六条 国立大学法人等の成立前行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）の規定に基づき旧機関（国立久里浜養護学校（整備法による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第九条に規定する国立久里浜養護学校をいう。次項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。）がした行為及び旧機関の長に対してされた行為は、国立大学法人等の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号。同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）の規定に基づき各国立大学法人等がした行為及び各国立大学法人等に対してされた行為とみなす。

2 国立大学法人等の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）の規定に基づき国立久里浜養護学校の業務に係る行政文書に関して文部科学大臣（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。）がした行為及び文部科学大臣に対してされた行為は、国立大学法人等の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）の規定に基づき国立大学法人筑波大学がした行為及び国立大学法人筑波大学に對してされた行為とみなす。

(都市計画法の適用に関する経過措置)

第十七条 国立大学法人等の成立前に旧機関について国が着手していた都市計画法第四十二条に規定する開発行為であつて、法附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等が承継することとなる権利及び義務に係るものについての都市計画法第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第二項ただし書並びに第四十三条第一項第五号並びに都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十四条第一号の規定の適用については、当該開発行為を同法第二十九条第一項第四号に掲げる開発行為とみなす。この場合において、当該開発行為を行う各国立大学法人等は、その成立後速やかに、同法第三十条第一項第一号に掲げる事項を都道府県知事（当該開発行為が同法第二十九条第一項に規定する指定都市等の区域内において行われる場合にあつては、当該指定都市等の長）に通知するものとする。

(国庫に納付すべき金額等)

第十八条 法附則第二十三条第一項の政令で定める金額は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とする。

2 法附則第二十三条第二項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

3 文部科学大臣は、法附則第二十三条第一項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならない。

4 国立大学法人は、前項の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

附則（平成一五年一二月三日政令第四八三號）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五五一号）抄

この政令は、行政機関の保有する個人情報に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年三月二六日政令第六六号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月一日政令第二二八号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一四日政令第一六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十六年四月二十三日)から施行する。

附 則 (平成一六年四月二二日政令第一六八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年五月十五日)から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一七日政令第三五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一五日政令第三九六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。)から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)
第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一六年一二月一五日政令第三九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

附 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年五月二五日政令第一八二号)

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日政令第二六二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日政令第三八六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二五日政令第一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日政令第七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一四三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二二日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。
附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年八月三〇日政令第二七九号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二六日政令第四二七号）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二十四年三月三一日政令第九九号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年六月一日政令第一五八号）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

附 則（平成二十四年九月一四日政令第二三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二十五年一月一七日政令第三号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年一月三〇日政令第二二号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月一九日政令第三九号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年四月一八日政令第一六四号）

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二五日政令第一七二号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、雨水の利用の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年七月一六日政令第二五五号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年七月一六日政令第二六一号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年八月二〇日政令第二八九号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月一九日政令第三〇八号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年一月一五五政令第六号）

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則（平成二十七年二月四日政令第三五号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二二日政令第四六号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月一八日政令第七四号） 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日政令第二二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則（平成二十八年八月三日政令第二七三号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立大学法人法施行令第二十二條第一項第二十五号及び第二十三條第二項の表の改正規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月三日政令第三六四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月二二日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年五月三〇日政令第一七五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年十一月九日政令第三〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第十四条

2 経過期間における附則第五条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二十八條第一項第二十五号、附則第六条の規定による改正後の独立行政法人水資源機構法施行令第五十六條第一項第二十四号、附則第七条の規定による改正後の国立大学法人法施行令第二十五條第一項第四十八号、附則第八条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第二条第一項第二十六号、附則第十条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構法施行令第十六條第一項第三十四号、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人都市再生機構法施行令第三十四條第一項第二十七号及び附則第十二條の規定による改正後の高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令第十六條第一項第二十五号の規定の適用については、これらの規定中「第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九條第三項及び第五項並びに同法第三十七條第四項において準用する場合を含む。」において準用する土地収用法第八十四條第三項において準用する同法第八十三條第三項」とあるのは、「第三十九條第三項及び第五項」とする。

附 則（平成三〇年十一月二二日政令第三一九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、改正法第五条の規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

附 則（平成三一年一月二三日政令第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定並びに附則第九条中国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）附則第五條の三に一項を加える改正規定、同令附則第二十五條の二の次に一條を加える改正規定及び同令附則第二十六條の次に一條を加える改正規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（国立大学法人法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の国立大学法人法施行令第二十五條第一項第四十九号の規定の適用については、同号中「第三十八條第一項及び附則第五條第六項」とあるのは、「附則第五條第六項」とする。

附 則（令和元年五月二四日政令第一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一九日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

附 則 (令和元年九月二一日政令第九七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年十一月七日政令第一五〇号)

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十一月十六日)から施行する。

附 則 (令和元年十二月二十五日政令第二〇九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二一日政令第四〇号)

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年六月二四日政令第一九八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年九月四日政令第二六八号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。

附 則 (令和二年十二月二三日政令第三六四号)

(施行期日)

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

(国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行の前日に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六十七条第一項の裁定の申請、同法第七十八条第四項の請求(プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。)及び同法第六六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年十二月二四日政令第三七五号)

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月二七日政令第一〇号)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月二一日政令第一五六号) 抄

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月二日政令第一九一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月二四日政令第二五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九六号)

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和四年七月二九日政令第二六二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年十二月五日)から施行する。

附 則 (令和四年一〇月二八日政令第三三五号)

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和四年十二月二三日政令第三九三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。

附 則 (令和五年二月一〇日政令第三五号)

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月一三日政令第二八〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年一二月二〇日政令第三六二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（国立大学法人法施行令の目次の改正規定及び同令第一章の次に一章を加える改正規定を除く。）及び第三条の規定 令和六年四月一日

附 則 (令和六年二月二六日政令第四一号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年四月一九日政令第一七二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。